

森林総合利用協議会の委員を公募します(12月9日まで)

1 趣旨

山梨県の県有林は、約 15 万 8 千ヘクタールと県の面積のほぼ 3 分の 1 を占めています。この広大な県有林について、森林の持つ多面的な機能を発揮させながら総合的な利用を図るよう、広く県民の皆様から御意見等をお聞きするため、森林総合利用協議会(以下「協議会」という。)の委員の一部を公募します。

2 応募条件・資格

委員に応募しようとする方は、次の全ての条件を満たすことが必要です。

- (1)山梨県に在住し、平成 28 年 4 月 1 日現在で満 20 歳以上であること。
- (2)現在、山梨県の附属機関等の委員となっていないこと。
- (3)議員(国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員)又は常勤の国家公務員もしくは地方公務員でないこと。
- (4)現在、山梨県森林環境部県有林課の所管する県有地について、賃貸借契約を結んでいないこと。

3 応募方法

次の書類を下記応募先まで郵送してください。(提出いただいた申込書等の個人情報は、選考資料として使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。)なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。

- (1)「応募申込書」(下記様式・コピー可)
- (2)小論文(800 字程度、氏名記入、様式自由、パソコン可)
テーマ「山梨県の県有林に求めるもの」

4 募集期間

平成 28 年 12 月 9 日(金曜日)まで(当日の消印有効)

5 募集人員

1 名

6 選抜方法

提出された応募申込用紙と小論文により選考を行います。なお、応募に当たって要する費用は支給いたしませんので、御了承願います。

7 結果の発表

応募者全員に文書で通知します。

8 その他

- (1) 審議会開催予定回数 年 1 回～2 回程度
- (2) 委員任期 2 年間
- (3) 委員報酬協議会に出席した場合に、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定によりお支払いします。
- (4) 次の事項に御留意ください。
 - ・この委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと。
 - ・この委員の地位を営利、政治又は宗教上の目的に利用してはならないこと。
 - ・この会議において知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
- (5) これまでに開催された協議会の議事録等は、山梨県のホームページ（トップ > 組織から探す > 森林環境部 > 県有林課 > 森林総合利用協議会）から御覧頂けます。

9 応募及び問い合わせ先(応募は郵送でお願いします)

〒400-8501 甲府市丸の内 1 丁目 6 番 1 号
山梨県森林環境部県有林課 功刀
電話 055-223-1655
電子メール kenyrin@pref.yamanashi.lg.jp